

3 平成19年8月28日付け監査委員告示第8号公表分

(1) 政策財務部

ア 政策課 (市長公室 政策課 (当時))

監査の結果	平成19年3月28日から同月29日まで、広島県尾道市へ職員1名が出張した際、出張命令簿に記載漏れがあったので、適正に処理するよう指導した。
措置の内容	出張命令簿に記載した。

イ 地域振興室 (総務部 地域振興室 (当時))

監査の結果	本市ほか6市町で構成する三重県ふるさと振興協議会負担金(本市の平成18年度負担金は約21万円)の平成17年度決算では、歳出執行率が44パーセントにも満たず、約192万円もの剰余金が生じていることから、同協議会の事業の実態に応じた負担のあり方を検討されたい。
措置の内容	本市を含め、他市町の指摘により、会費の徴収方法が見直され、同協議会の平成20年度総会において、均等割額を平成19年度より3万円減額し、7万円で議決された。 《参考》本市の負担金 平成19年度 185,800円 平成20年度 136,600円 平成21年度 143,200円

ウ 収税課 (財務部 収税課 (当時))

監査の結果	市税の徴収状況については、景気の低迷を反映した低収入、事業不振や納税意識の欠如が原因となって、多額の未収金が発生している状況にあり、平成19年3月末の市税収納率は、87.5パーセントで平成17年度に比べ0.4ポイント増、また未収金は、約51億7,198万円で、主なものは固定資産税の約26億775万円等である。 このうち平成18年度の三重地方税管理回収機構への移管分は47件、約1億26万円で、平成19年3月末の徴収税額は約1,864万円、収納率は18.6パーセントとなっているが、今後とも同機構の活用により滞納額の縮減を図られたい。
措置の内容	三重地方税管理回収機構への移管については、毎年度、移管

	<p>件数の上限である70件を移管し、滞納処分を強化することによって滞納額の縮減に努めている。</p> <p>また、総合支所機能の縮小により収税課で一括して徴収、滞納処分を行うことになったことから、民間事業者に納付勧奨業務を委託するなど、徴収体制の強化を図っている。</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 総務部

ア 人事課 (市長公室 人事課 (当時))

監査の結果	<p>職員の福利厚生を増進を図るため、津市職員共済組合に対し職員福利厚生事業補助金を助成しているが、同事業のあり方を検討の上、同補助金がより有効利用されるよう取り組まれない。</p>
措置の内容	<p>事業内容の精査を行い、平成20年度より補助事業である親睦事業補助金及びリフレッシュ助成事業を廃止し、外部委託による福利厚生代行サービスを導入したことで、経費を抑え、また、職員の福利厚生の選択の幅を広げた。</p> <p>その結果、平成20年度決算において、補助金額は対前年度比19.6パーセントの削減となった。</p>

(3) スポーツ・文化振興室

ア リージョンプラザ (市民部 リージョンプラザ (当時))

監査の結果	<p>お城ホールについて、指定管理者制度の導入も含めた効率的な管理運営方法への見直しを検討されたい。</p>
措置の内容	<p>管理運営方法の一層の効率化を図るため、舞台関係操作業務について、従来一部の業務を委託していたものを、平成21年4月1日からすべての業務を委託した。</p>

(4) 環境部

ア 環境政策課

監査の結果	<p>本市は平成18年度、津市衛生中継所連絡協議会負担金を120万円支出しているが、同中継所は、平成19年1月31日に閉鎖されたことにより、平成19年度予算では60万円に減額されている。今後、同協議会では同中継所の跡地利用に係る協議等も必要であるとされているが、このことを踏まえた適切な負担のあり方について検討されたい。</p>
措置の内容	<p>当該負担金は、平成20年度をもって廃止した。</p>

なお、同協議会は、平成21年11月13日付けで解散した。

(5) 農林水産部

ア 農業基盤整備課

(ア) 農業集落排水処理施設使用料の収入未済額について

監査の結果	平成18年度の農業集落排水処理施設使用料については、約460万円の収入未済額が発生しているが、関係総合支所との一層の連携による効果的・効率的な徴収体制のもとに、収入未済額の早期回収に努められたい。
措置の内容	収入未済額について、関係する総合支所と連携し、電話及び戸別訪問による納付指導を行って徴収事務を強化している。

(イ) 市単土地改良事業について

監査の結果	地元自治会や土地改良区などから要望がある農道、用排水路などの整備については、市単土地改良事業として実施されているが、事業実施方法は、市の直接施工（施工後、地元負担金徴収）や地元自治会などによる施工（施工後、市から補助金交付）のほか、原材料を支給するなどがあるが、これら現状を踏まえて、より迅速かつ効率的に事業が行えるよう、実施方法について検討されるよう望むものである。
措置の内容	事業を申請する農家組合等と十分な事前協議を行い、地域の実情を踏まえた事業の実施方法を選択している。